

旧優生保護法による強制避妊手術の被害者に対する早急な救済を求める意見書

戦後間もなくつくられた旧優生保護法(1948～96年)下、知的障害や精神疾患などを理由に、都道府県審査会による審査を経て、本人の同意なく強制不妊手術が行われたことが明らかになった。

同法はその目的の一つに、「優生の見地から不良な子孫の出生を防止する」と掲げており、厚生労働省によると約1万6500件に上るといわれている。人間に優劣をつける優生思想のもと、このような人権侵害が長年つづいたことは重大な問題である。

法の廃止から22年が経過し、人権侵害を受けた被害者の実態調査や謝罪と補償を求める声に対し、厚生労働省は、法の廃止後も「当時は適法だった」と繰り返し、謝罪も行わなかった。

2018年1月末、宮城県の女性が全国で初めて、国を相手に人権侵害への謝罪と補償を求め、仙台地裁に国家賠償請求訴訟を起こし、厚労省もようやく実態調査にとりくむと表明したが、一方で国は、3月末の第1回口頭弁論で争う姿勢を示している。

大分県でも、障害者への不妊手術の適否を判断した県審査会の57年度と60年度の資料が見つかり、延べ110人を審査し約9割の101人の手術を決定していたことが明らかになっている。県公衆衛生年鑑の集計によると、強制不妊手術は54～76年に実施され総数は663人で、旧厚生省の資料などによれば、全国で4番目に多いとされる。

多くの被害者が高齢化し亡くなるなか、一人の人間としての尊厳を踏みにじられながらも泣き寝入りを強いられていた被害者や家族などに対し、早急な救済を行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年9月 日

大分市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣